

平成 20 年 4 月 1 日から

文書による事前教示制度



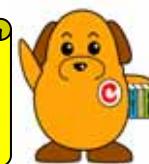
が変わります。

文書による事前教示制度とは、

輸入を予定している貨物に係る関税分類、原産地、関税評価上の取扱い等について、文書で照会することにより、文書で回答を受けることができる制度です。

この制度を利用することにより、原価計算の確実性を高めるとともに、輸入通関をよりスムーズに行うことができるようになります。

改正のポイント



カスタム君

照会要件の緩和

関税評価に関する事前教示について、「具体的な取引内容が確定した貨物」に係る照会だけでなく、「将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物」に係る照会も、文書回答の対象となります。

照会者名の非公開化

関税評価に関する事前教示について、照会者名が原則として非公開となりますので、より利用しやすくなります。
なお、関税分類及び原産地に関する事前教示については、照会者名は従前から非公開となっています。

透明性及び予測可能性の一層の確保

照会及び回答の内容について、照会者の申出により非公開とする期間に上限(180日以内)が設けられます^(注)ので、税関 HP 等で公開される件数が増え、税関における取扱いの透明性及び輸入者一般の予測可能性が高まります。

回答の更なる早期化

照会に対する回答は、原則として、関税分類や原産地等については照会受理後 30日以内の極力早期に、関税評価については照会受理後 90日以内の極力早期に行うようにします。

(注) 非公開期間経過後も、公にすることにより照会者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのある情報等、情報公開法に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分は公開されません。

事前教示照会書(C-1000。原産地照会の場合は C-1000-2、関税評価照会の場合は C-1000-6。)は、税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)からダウンロードすることができます。